

# 大学設置基準等における教育課程等の特例制度 に関する検討状況について

令和4年9月28日

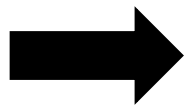
文部科学省



文部科学省

# 規制改革実施計画（令和4年6月7日）（抜粋）

事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
イノベーションの芽を育む大学設置基準等	<p>b 文部科学省は、大学教育の実践において、メタバースやVR（Virtual Reality）等の新技術の活用を含むオンラインも活用した授業開発が進む中で、オンライン授業と対面授業の二項対立から脱した、学部段階から様々な授業形態の長所を融合した質の高い教育を実現するため、現行の大学設置基準に定められた、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる卒業単位への算入上限について、削除の可否や上限の対象とすべき授業の態様を含め、在り方を検討する。</p> <p>c 文部科学省は、通学制大学の学部教育で行うオンライン授業全般にかかる60単位上限の制限を免除する特例等について、要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるようにするなど、意欲ある大学が活用しやすいように、<b>「<u>手続コストを最低限にする</u>」</b>とともに、<b>「<u>審査結果の予見可能性を高める制度設計</u>」</b>とする。あわせて、特例での実績を把握し、bに定める検討に活用する。</p>	<p>b：令和5年度以降検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c：（前段）令和4年度措置、（後段）令和5年度以降措置</p>	文部科学省



大学設置基準等を改正予定（令和4年10月1日施行）  
— 教育課程等に係る特例制度を新設

# 教育課程等に係る特例制度について

考え方： 大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を創設。

- ①教育課程又は施設及び設備等に関する事項に関し、その改善に係る実証的な成果の創出に資する先導的な取組を行うため特に必要があると認められる場合  
かつ
- ②以下を行う大学であること
  - － 当該先導的な取組を行う
  - － 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備
  - － 教育研究活動等の状況の積極的な公表並びに学生の教育研究上適切な配慮を行う

上記①②について、文部科学大臣の認定を受けたとき※においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、「特例対象規定」の全部又は一部によらないことができる制度を創設

※ 認定を受けた大学「教育課程等特例認定大学」は、特例対象規定の全部又は一部によらない教育を行うための教育課程又は施設及び設備等に関する事項を学則等に定め、公表

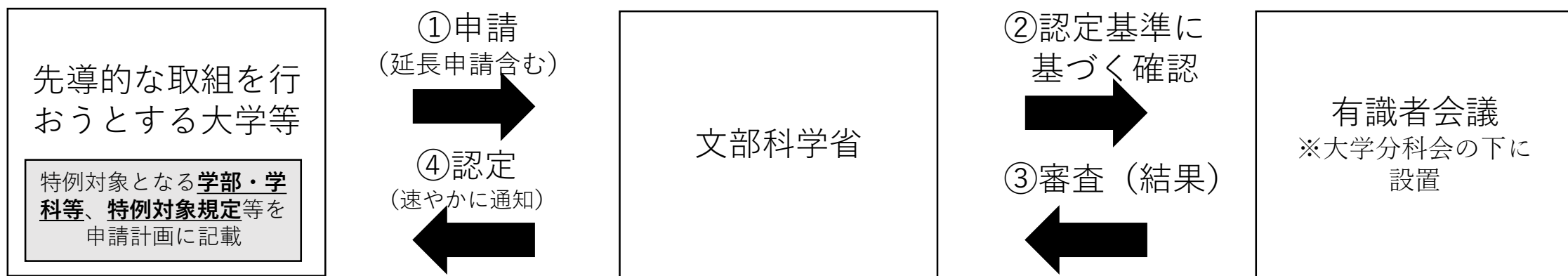
## 「特例対象規定」

第19条第1項（授業科目の自ら開設の原則）、第22条（1年間の授業期間）、  
第28条・第29条第2項・第30条第4項（単位互換等の60単位上限）、第32条第5項（遠隔授業の60単位上限）、  
第32条第6項（連携開設科目に係る30単位上限）、第37条・第37条の2（校地・校舎面積基準）、  
第41条第3項（学部等連係課程実施基本組織に係る校舎面積等 ※基幹教員数に係る部分を除く。）、  
第42条の8（入学前の実務経験を通じて修得した実践的な能力についての単位認定）、第45条第1項から第3項まで（共同学科に係る卒業要件の単位修得要件）、第47条・第48条（共同学科に係る校地・校舎面積）、第52条第2項・第54条第1項・第2項（国際連携学科の共同開設科目に係る単位修得要件）、第56条の6・第56条の7第2項若しくは第3項（共同国際連携教育課程の場合の国際連携学科に係る校地・校舎面積）

# 教育課程等に係る特例制度の申請・認定スキーム（イメージ）

- ・ 教育課程等に係る特例制度の活用を希望する大学の学長は、文部科学省へ申請。
- ・ 大学は、申請書に申請計画書その他別に定める書類（適合認定を示す書類、内部質保証に係る書類、情報公表を行っている事実関係を示す書類等注）を添えて申請し、有識者会議において認定基準（※次ページ参照）に基づく確認・審査が行われ、その結果を踏まえて、文部科学大臣が認定。

注：インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には省略可能



# 教育課程等に係る特例制度の認定基準について

- ・ 認定基準は機関としての要件と先導的な取組に係る要件で構成。後者に関し、先導的な取組を行う必要性や実施する教育組織（学部等）、実際に活用する特例対象規定、具体的な実施内容、実行可能性などを申請計画書上に明記。

## 【認定基準】

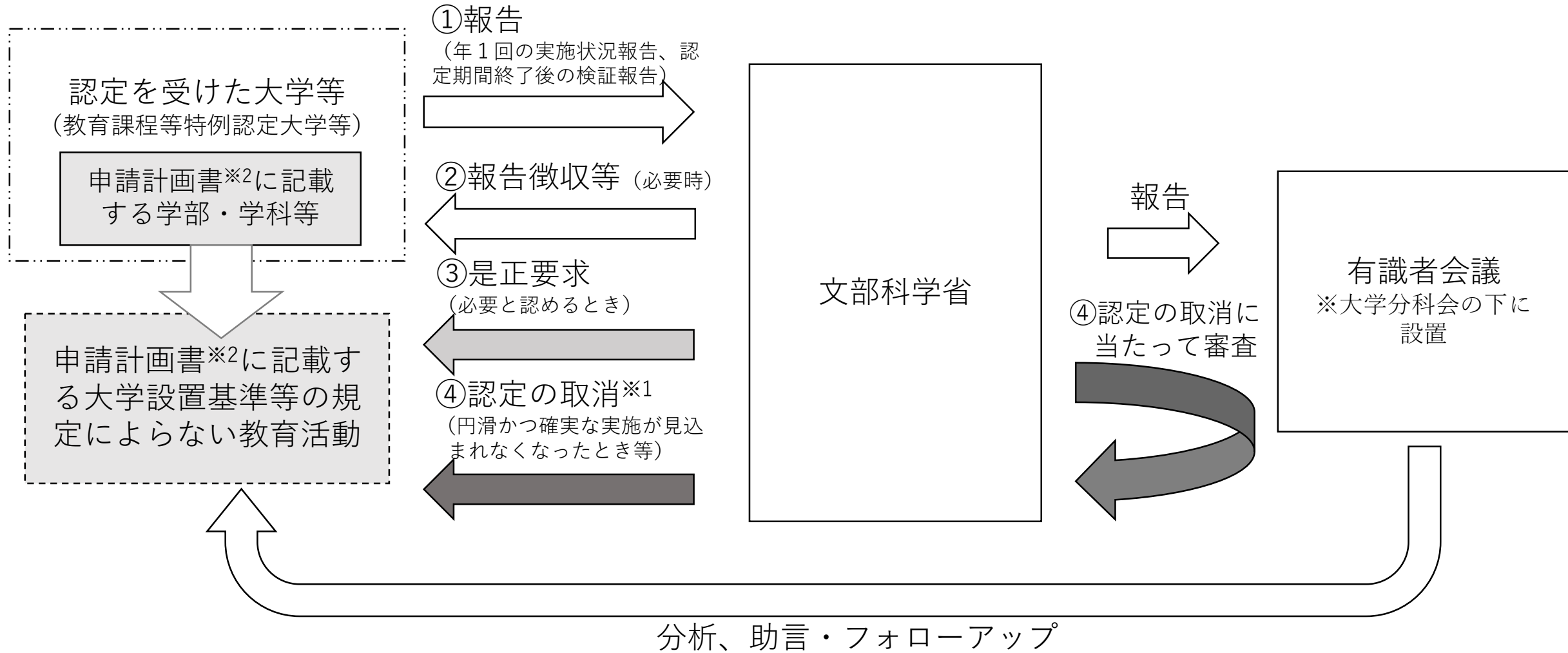
### 機関としての要件

- ・ 自己点検評価・見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること
- ・ 申請日の直近の認証評価において適合認定（分野別認証評価を除く）を受けていること
- ・ 申請の日前五年以内に次のいずれにも該当しないこと
  - － 法令の規定、寄附行為、定款等に違反したこと
  - － 財政状況が健全でなくなったこと
  - － 上記のほか、教育条件・管理運営が適正を欠くに至ったこと

### 先導的な取組に係る要件

- ・ 申請計画書において、次に掲げる事項が明らかにされていること及びその内容が確実に実施されると見込まれること
  - － 申請目的
  - － 先導的な取組として特例対象規定の全部または一部によらない教育（先導的な教育）を行う学部等
  - － 先導的な教育において、その全部又は一部によらないこととする特例対象規定
  - － 先導的な教育の実施内容
  - － 先導的な教育を行わない場合に比して、教育研究水準の向上に資する取組である根拠
  - － 学生に対する適切な配慮のための具体的な措置
  - － 実施予定期間
  - － 先導的な教育の実施を通じて得られる教育効果の検証に係る計画

# 認定後のスキーム（イメージ）



※1 認定を取消した場合の経過措置として、認定期間中に先導的な教育を行う学部等において先導的な教育を受けている学生が在籍している間は、先導的な教育を継続することが可能

※2 申請計画書に記載する特例対象となる学部等、特例対象規定を変更しようとするときは文部科学大臣の認定を、それ以外の事項について変更する場合は事前届出（軽微なものを除く）を要する。

# 今後のスケジュール（案）

令和4年10月

有識者会議 開催

— 審査要綱・運営規則・評価項目等を審議・決定

11月頃

申請受付開始

令和5年 1月～

審査（有識者会議を開催）

↓

第1弾の認定

↓

各大学で学生募集・PR活動

↓

令和6年 4月～

学生入学